

平成27年度「子どもの人権SOSミニレター」事業の実施内容

全国の法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会では、平成18年度から、送信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施した「子どもの人権SOSミニレター」（小学生用及び中学生用の2種類）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

記

1 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。）の児童・生徒全員

2 実施時期 平成27年10月から11月にかけて全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」を配布

3 実施機関 法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会

4 相談員 法務局職員及び人権擁護委員

5 相談内容

（例）・学校で「いじめ」を受けている。

・学校で「体罰」を受けた。

・家庭で「暴行・虐待」を受けている。

など。

※事案によっては、学校・児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護に努めるとともに、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵害事件として調査を開始する場合があります。（救済事例は別添1のとおり）

6 相談件数（別添2のとおり）

7 児童・生徒（その保護者）からのお礼の声（別添3のとおり）

8 子どもの人権問題に関する「子どもの人権SOSミニレター」以外の相談窓口

● 子どもの人権110番（全国共通フリーダイヤル） 0120-007-110（ゼロゼロなのひゃくとおぼん）

● インターネットによる人権相談（24時間受付）

パソコン…<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

インターネット人権相談 じんけんそうだん けんさく 検索

携帯電話…<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.htm>

子どもの人権
SOS-メール



「子どもの人権SOSミニレター」を端緒に救済措置を講じた主な事例

1. いじめに関する学校の対応事案

◆ 外国籍の小学生から、学校で仲間はずれにされたり悪口を言われるなどのいじめを受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

学校は、当初、被害者に対するいじめを把握していなかったものの、法務局の調査を受け、被害者との面談を実施することとした。法務局は学校に対して被害者の見守りを依頼し、その後、被害者が同級生から悪口を言われている場を現認した被害者の担任教諭からその同級生に対する指導が行われるとともに、学級全体でいじめについての話し合いが行われるに至った。(措置:「援助」)

2. いじめに関する学校の対応事案

◆ 被害者(小学生)が、同級生から無視されたり悪口を言われるなどのいじめを受け、不登校となったにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないとして、親から法務局に相談され、被害者からも同趣旨の相談内容が書かれた「子どもの人権SOSミニレター」が送付された事案である。

法務局の調査の過程において、いじめについての認識が親と学校とで相違することがわかれたため、法務局職員及び人権擁護委員立会の下で、両者の話し合いの場を設けた。その結果、学校全体としてより一層いじめ防止策を講じていくことや、児童の登校再開に向けて相互に連携を取っていくことが確認されるなど、両者の関係が修復に向かった。その後、被害者は徐々に登校することができるようになった。また、法務局は小学校からの依頼に基づき、人権擁護委員による「人権教室」を実施した。(措置:「調整」)

3. 母親による子に対する育児放棄事案

◆ 被害者(小学生)から、母親が世話をしてくれない、自分で髪の毛を抜いてしまうとの内容の「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

法務局職員が被害者と面談した結果、母親が頻繁に被害者を家に残したまま外出することに思い悩み、その寂しさから、自分の髪の毛を抜く行為に及んでいるものと見受けられたため、被害者に対し、母親に手紙を書いて自分の気持ちを伝えてはどうかとのアドバイスをした。併せて、通学する学校に対して、スクールカウンセラーなどによる精神的バックアップを依頼した。

その結果、親子間の関係が改善されるとともに、被害者を複数の関係機関により見守る体制が構築された。(措置:「援助」)

4. 義父による子に対する性的虐待事案

◆ 中学生から、母親の再婚相手から性的虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

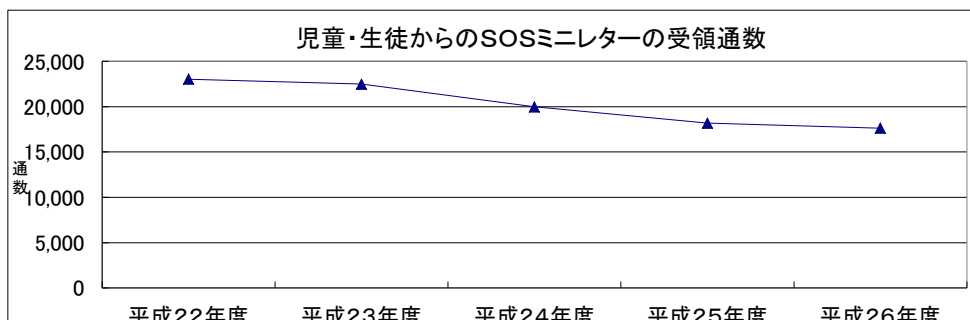
緊急性があると判断した法務局は、直ちに児童相談所に通告した後、速やかに被害者が通う中学校に赴き、中学校教員・児童相談所職員・法務局職員の三者間で被害者への対応等を協議した上、法務局職員が被害者と面接して事実関係を確認するなど、関係機関と連携した対応を行った。

その結果、被害者は、ミニレターが法務局に送付された当日中に一時保護されるに至った。(措置:「援助」)

「子どもの人権SOSミニレター」統計資料(平成22年度～平成26年度)

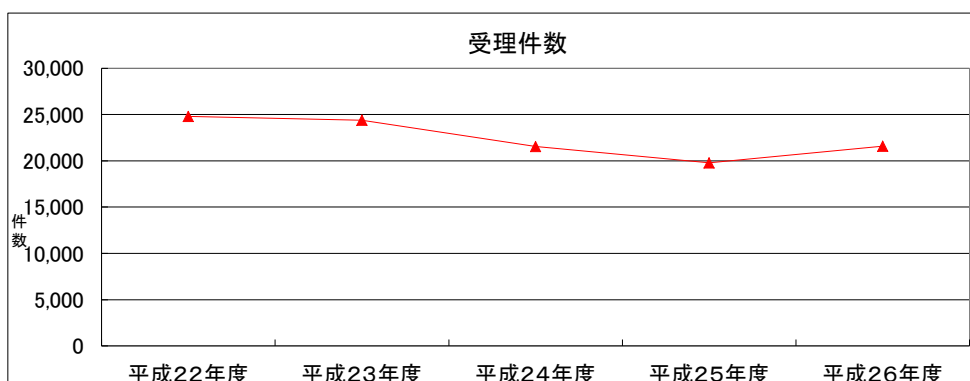
1. 児童・生徒からのSOSミニレターの受領通数(単位:通)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受領通数	23,039	22,486	19,980	18,180	17,640



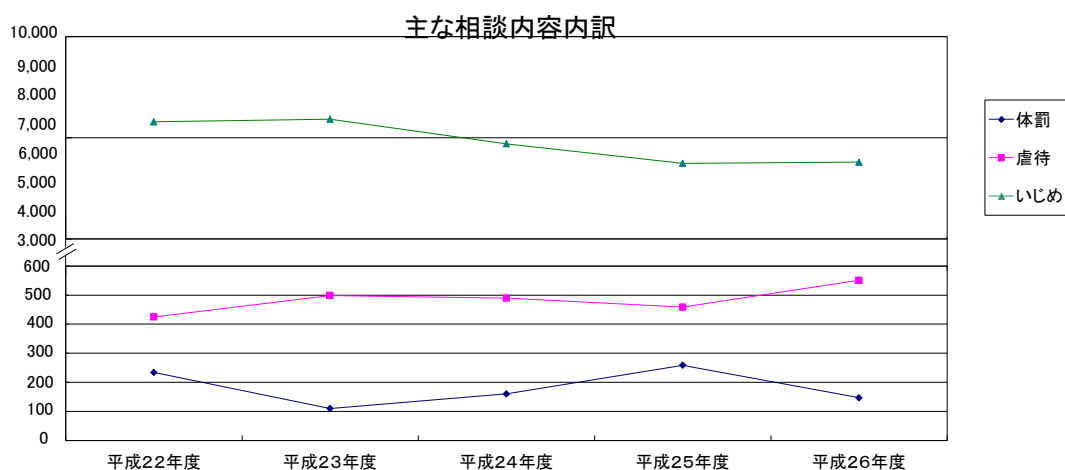
2. SOSミニレターを端緒とする人権相談の受理件数(単位:件) ※注

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受理件数	24,791	24,377	21,544	19,774	21,578



3. 相談内容内訳(単位:件)

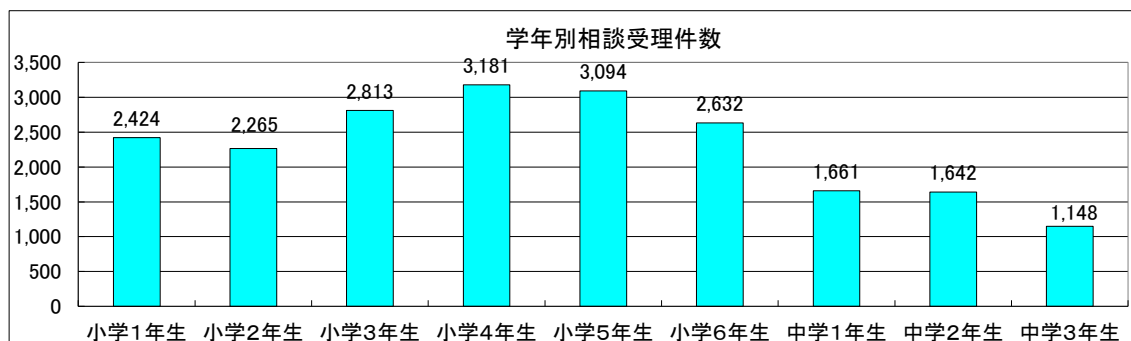
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
体罰	234	110	160	259	147
虐待	425	499	490	459	551
いじめ	8,783	8,916	7,705	6,738	6,793
その他	15,349	14,852	13,189	12,318	14,087



※注 1通のミニレターに複数の相談内容が含まれている場合、それぞれを人権相談として受理している。

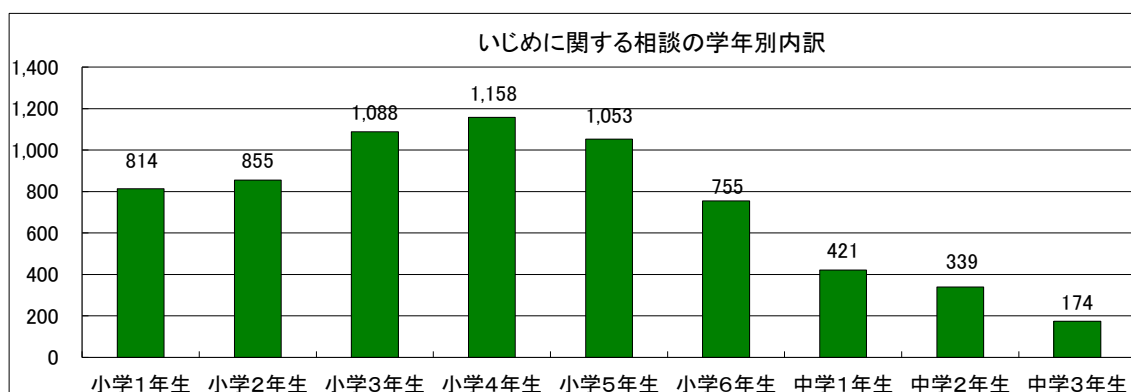
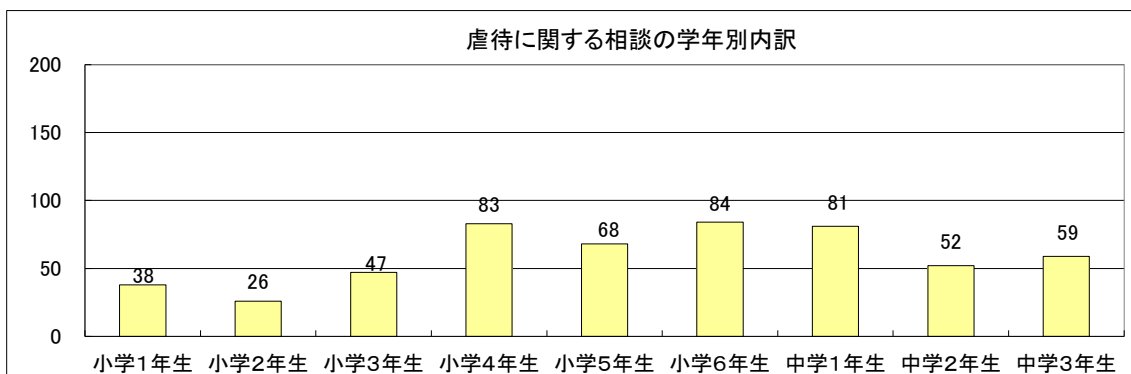
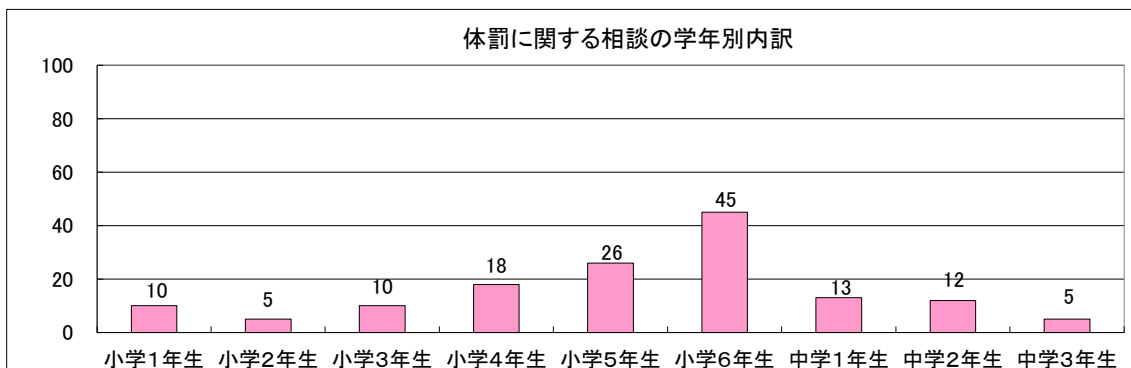
1. 学年別相談受理件数(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
件数	2,424	2,265	2,813	3,181	3,094	2,632	1,661	1,642	1,148	718	21,578



2. 学年別相談内容内訳(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
体罰	10	5	10	18	26	45	13	12	5	3	147
虐待	38	26	47	83	68	84	81	52	59	13	551
いじめ	814	855	1,088	1,158	1,053	755	421	339	174	136	6,793
その他	1,562	1,379	1,668	1,922	1,947	1,748	1,146	1,239	910	566	14,087



児童・生徒からのお礼の声

送付されたミニレターに対しては、法務局職員や人権擁護委員が必ず返事をしています。ここでは、送付した返事や法務局の対応に対して相談者から寄せられたお礼の声を紹介します。

① いじめや母親との不和に悩んでいた女子生徒から

中学1年生(当時)の女子生徒から、小学生の頃から続くいじめや、母親との不和などから、自分の居場所がないといった内容が書かれたミニレターが送付された事例

お手紙ありがとうございます。とても、うれしかったです。〇〇さんからの手紙、とてもうれしく思います。心強いです。元気が出ました。本当にありがとうございます。

② いじめで悩んでいた女子生徒から

中学1年生(当時)の女子生徒から、学校で変なあだ名をつけられたり、陰口をたたかれたりして、学校に行きたくないといった内容のミニレターが送付された事例

今では、すっかり解決し楽しい学校生活を送ることができています。「SOSミニレター」で法務局の方に手紙を出したことは間違っていなかったと思います。私は、最初あのお手紙を読んだ時には、涙がにじんでくるほどとってもうれしかったです。本当にありがとうございました。

③ 同級生から意地悪をされていることに悩んでいた女子児童から

小学3年生(当時)の女子児童から、前の席の子から意地悪をされて嫌な思いをしている。どうしたらいいかとのミニレターによる相談が寄せられた事例

〇〇さんに報告です。アドバイスをいただいて、服を汚されていることを先生に話しましたら、かいぎになって、その子からあやまってくれました。こんな子どものいじめのことで、そうだんにのってくれてありがとうございました